

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇五七

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「障害者総合支援法第五条第十二項に規定する自立訓練及び同条第八項に規定する短期入所を行う自立訓練施設又は」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。